肉豚経営安定交付金（豚マルキン）の概要

- 養豚経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。
- 標準的販売価格と標準的生産費は四半期終了時に計算。当該四半期に発動がなかった場合は、次の四半期に通算して計算。

《制度の内容》

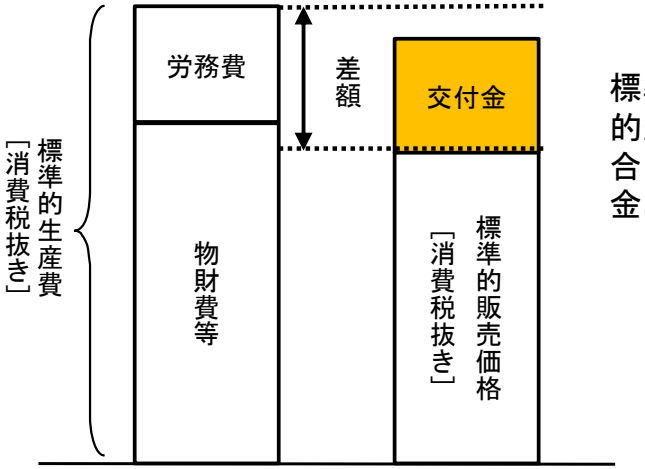
① 負担割合　　国 ： 生産者 ＝ ３ ： １
（交付金のうち1／4に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出）

② 補塡割合　　標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割

③ 対 象 者　　肉豚生産者

《 1頭当たり生産者負担金単価》　　400円／頭

《令和8年度所要額》　　168億円



標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に差額の9割を交付金として交付

平成22～令和8年度交付金単価（単位：円／頭）

※H30.12.29までは養豚経営安定対策事業による補塡金の実績

年度	平成22年度			平成23年度		平成24年度				平成25～令和7年度	令和8年度第1・2四半期（確定）
四半期	第1	第2～3	第4	第1～3	第4	第1	第2	第3	第4		
交付金単価	730	860	860	610	3,810	1,230	120	4,310	4,250	発動なし	発動なし